

日頃、在日朝鮮人の人権と生活を守り、祖国の統一を目指す私たちの活動に温かいご支援を寄せてくださっている貴議会に対し、心より感謝と敬意を表するものであります。御存知のように自由民主党代表団と日本社会党代表団は一九九〇年九月二十四日から二十八日まで朝鮮民主主義人民共和国を訪問しました。

そして、自主、平和、親善の理念に基づき朝・日両国間の関係を正常化、発展させることが両国国民の利益に合致し、新しいアジアと世界の平和と繁栄に寄与すると認め、朝鮮労働党と自由民主党、日本社会党による共同宣言が発表されました。共同宣言が発表されたことにより、朝鮮と日本間の断絶歴史はまさに「近くて遠い国」から「近くて親しい国」へと大きな歩みを踏み出しました。

この共同宣言に続き、国交樹立のための政府間交渉は昨年北京での予備会談を経て、三回に及ぶ本会談も行われました。心より歓迎するものであります。

いま、日本各地で朝・日国交正常化の早期実現を求める声は急速に高まり、五月末現在、早期実現を求める決議・意見書を採択した議会数は六百二十六に達しています。

私たちは朝・日関係が大きく改善されようとしているこの時期に貴議会が朝・日国交正常化の早期実現のための意見書を議決し、日本政府関係当局に提出してくださるようここに陳情するものであります。

平成三年六月一日

陳情者

福生市志茂一四一

在日本朝鮮人総聯合会

西東京西部支部常任委員会

委員長 河 泰 萬

印

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

議会運営委員会決定資料

委員 会 付 託 件 名 表

平成三年六月十四日第二回福生市議会定例会

付託委員会名	議案（請願・陳情）番号	付 託 件 名
総務委員会	陳情第三十九号	朝・日国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する陳情書

議会運営委員会決定事項（一括上程）の一部変更について

（平成三年六月十四日第二回福生市議会定例会）

変更前（六月十二日報告分）	変更後
日程第十四 議案第五十二号 日程第十五 議案第五十三号 を一括上程	日程第十二 議案第五十二号 を単独上程 日程第十三 議案第五十三号 を単独上程
日程第二十一 議案第五十九号 ～ 日程第二十八 議案第六十六号 を一括上程	日程第十九 議案第五十九号 ～ 日程第二十三 議案第六十三号 を一括上程 日程第二十四 議案第六十四号 を単独上程 日程第二十五 議案第六十五号 日程第二十六 議案第六十六号 を一括上程

第二回福生市議会定例会会議録 (第十号)

平成三年六月二十五日福生市議会議場に第二回福生市議会定例会が開催された。

出席議員は次のとおりである。

一番	大野悦子君	二番	田村正秋君	三番	山下進君
四番	吉沢嘉翁君	五番	野口秀世君	六番	浜中輝夫君
七番	須金亮次君	八番	佐藤慶二君	九番	林田武君
十番	在原博君	十一番	松山清君	十二番	原敏子君
十三番	遠藤洋一君	十四番	小野沢久君	十五番	村野和一郎君
十六番	齋藤巽君	十七番	井上寅吉君	十八番	上野重勝君
十九番	堀川實君	二十番	指田保雄君	二十一番	東田正治君
二十二番	宮沢良一君	二十三番	仲村清信君	二十四番	赤星行人君

欠席議員は次のとおりである。

なし

欠員は次のとおりである。

なし

一 議会議事務局職員は次のとおりである。

議会議事務局長 古谷

正夫君

議事係長

島田

幸治君

臨時速記
事務補佐員

杉田 愛子君

一 出席説明員は次のとおりである。

市

長 石川

彌八郎君

助

役 浅見

裕康君

収入

役 内田

和雄君

教 育

長 来住野

和也君

企画財政部長

野沢

久人君

総務部長

森田

進君

市民部長

岩崎

好亮君

福祉部長

石川

和夫君

建設部長

小野

光朗君

教育次長

矢崎

茂夫君

監査委員

黒田

登君

選挙管理
事務局局長

川辺

登茂次君

行政推進
担当参事

関口

清君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

平成三年第二回福生市議会定例会議事日程（第四日目）

開議日時 六月二十五日（火）午前十時

日程第一

議案第四十二号

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第二

議案第四十三号

福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第三

議案第四十四号

福生市地区計画等の案の作成手続に関する条例

（審査報告）

日程第四

議案第四十五号

平成三年度福生市一般会計補正予算（第一号）

（審査報告）

日程第五

議案第四十六号

平成三年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）

（審査報告）

日程第六

議案第六十八号

市道路線の認定について

（審査報告）

日程第七

議案第七十一号

中央排水区H―三その一工事請負契約

（審査報告）

日程第八

議案第七十二号

本町排水区H―三その一工事請負契約

（審査報告）

日程第九

諮問第一号

人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について

（審査報告）

日程第十

諮問第二号

人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について

（審査報告）

日程第十一

閉会中の継続審査申し出について

（審査報告）

日程第十二

特定事件の継続調査について

（審査報告）

をいたします。

○議長（赤星行人君） これより日程に入ります。

日程第一 議案第四十二号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 須釜亮次君登壇）

○総務委員長（須釜亮次君） 御指名をいただきましたので、議案第四十二号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、この税法改正の目的は何かとの質疑に対して、理事者より、土地基本法の理念にのっとり、生産緑地保全と土地税法を勘案して土地政策を推進するための改正であり、生産緑地面積が一千平方メートルから五百平方メートルに緩和され、また、優良住宅のために譲渡する場合や、居住用財産で十年以上住んでいる場合等は税率を下げる等の配慮を行い、かつ生産緑地保全を確保し、合わせて土地政策を推進するための税改正であるとの答弁がありました。

委員より、宅地並み課税が変更となり申請により減免されるが、申請期限後に申請の場合の救済措置はないのかとの質疑に対し、理事者より、平成三年四月一日から平成四年十二月三十一日までに計画的宅地化のための手続をしない限り適用されないとの答弁がありました。

委員より、生産緑地として申請して三十年経過した後はどのような形になるかとの質疑に対して、理事者より、申請後この期限内では生産緑地以外一切他の宅地等に使用目的を変更することができない制限があり、期限到来時において本人の意思により市に対して買い取りの申請をすることができるということで、市が買えない場合には国や都に買い取りのあっせんもできるとのことと、また、買い取り等ができない場

合には持主は当該土地について営農を止め、駐車場や宅地化等への転用が可能であるとの答弁がありました。

委員より、生産緑地で申請後三十年以内に当人が死亡した場合かどうか、駐車場を建設の場合の減免はどうかとの質疑に対し、理事者より、相続人が営農について継続する場合引き続き申請し、または営農放棄をする場合は、市に対して買い取りを申請することもできる。駐車場については減免措置はなく、生産緑地制度の政省令等の細部については八月ごろ通達があるとの答弁がありました。

委員より、本条例の定める期限内に手続を忘れた場合は重大なことになると思われ、十分な対応を要望するが、関係者に対する説明をどのように行うかとの質疑に対して、理事者より、生産緑地法の改正については都市計画の中の地域地区に指定することができ、法的手続に従い改正するが、緑化に関係するので都市開発課が窓口となり、税務課、経済課の農業担当、農協等の関係者と十分協議し、住民に周知徹底を図っていく形となると思う、現在、東京都から市に対し説明会を行っている最中であり、今後所有者の意向調査、農地の現況調査、内部組織体制、周知徹底を踏まえ、生産緑地の地区選定等を行い、合わせて関係機関と相談しながら市民に対する説明会、相談受付を行い、市の原案を作成し、福生市都市計画審議会に諮り、東京都に承認申請をし、都の都市計画地方審議会にかけて公布され、その期限は平成四年十二月三十一日までと決定されているとの答弁がありました。

質疑の中で反対との意見があり、起立により採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決されました。

何とぞ、当委員長報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で委員長の報告は終わりました。

○これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

○議長（赤星行人君） 起立多数であります。よって議案第四十三号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第三 議案第四十四号 福生市地区計画等の案の作成手続に関する条例を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 浜中輝夫君登壇）

○建設委員長（浜中輝夫君） 御指名をいただきましたので、議案第四十四号 福生市地区計画等の案の作成手続に関する条例について、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今回の条例については片倉跡地を中心にした関係で、この制度を活用していくということが反対の意見が出た場合についての対応はどうか。理事者より、地区関係者の賛成をいただくというのが一つのポイントになると思うが、これに向けて努力し、結果として用途地域の見直しというものを目指していきたいと考えている。

委員より、この条例が可決されることによってどのように実施するのか。それから意見書が出た場合変更ができると思うが、どの程度まで可能か。理事者より、用途の見直しは建設省の承認事項であり、東京都の方もそれを早く取りたいとの意向のようであり、七月後半から八月初めにかけて関係者への原案説明に入ればと考えている。また、意見書の関係については、原案というのはたたき台であり、関係者からよりよい案についての訂正案等は十分受けていきたいと考えている。

委員より、この近郊でこの手法を使って既にこの地区計画を行っているところがあれば伺いたい。また、これによって決めたものは法的な拘束力というのはどの程度であるか。理事者より、この近くでは瑞穂町

と秋川市が行っている。瑞穂の場合は、国道一六号線沿いにモーターが張りつくとの動きがあり、地区計画を設定し、規制条例までも定めたとのことである。また、秋川市については畑だったところを商業地域に指定していくという地区計画である。それから、法的な拘束力については、地区計画を決定しただけでは強い拘束力があるということにはなり得ず、最終的には建築基準法が最低基準となる。しかし、むしろ住民が決定したことを守っていくことが理想である。

委員より、地区計画については最低どのくらいの面積になるか。理事者より、政令の中で地区計画等の策定に関する基準というのがあり、その中では何ヘクタールというような決まりがないが、地域よりは小さいという取り方ができると思う。ただ、今回は最終的に用途地域の見直しを伴う関係で、この法の指定基準から五ヘクタール以上をとらえる必要があるとの答弁があり、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第です。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告とさせていただきます。以上です。

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第四十四号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十四号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第四 議案第四十五号 平成三年度福生市一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、の三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。まず、総務委員長 須釜亮次君。

（総務委員長 須釜亮次君登壇）

○総務委員長（須釜亮次君） 御指名をいただきましたので、議案第四十五号 平成三年度福生市一般会計補正予算（第一号）中、歳入及び歳出予算のうち総務委員会所管分につき、委員会における審査報告を行います。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

初めに歳入につき理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、老人医療特別会計繰入金については、平成二年度決算で一千七百万円余り一般会計に繰り入れられるということだが、精算的な形で支払基金とか、国や都から戻されるという考えでよいのかとの質疑に対し、理事者より、そのとおりとの答弁があり、それぞれの負担割合があるのに福生市が一時立て替える状況は好ましくないとの発言がありました。

次に、歳出について理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、宅地開発指導要綱による学校施設等整備事業寄附金に関し業者との話し合いでトラブルがあったかとの質疑に対し、それが多額の場合には分割で納付するとか、納入が延びるようなこともあるが、今のところトラブルもなく、今回の積み立てを含めて平成三年度の見込み額は十億一千八百九十九万三千円であるとの答弁がありました。

その後お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第です。何とぞ、当委員長報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

だきます。

○議長（赤星行人君） 次に、建設委員長浜中輝夫君。

（建設委員長 浜中輝夫君登壇）

○建設委員長（浜中輝夫君） 御指名をいただきましたので、議案第四十五号 平成三年度福生市一般会計補正予算（第一号）歳出予算のうち、建設委員会所管分の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 次に、厚生委員長佐藤慶二君。

（厚生委員長 佐藤慶二君登壇）

○厚生委員長（佐藤慶二君） 御指名をいただきましたので、議案第四十五号 平成三年度福生市一般会計補正予算（第一号）、厚生委員会所管分について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、痴呆性高齢者短期保護委託料は家族が一時的に介護できなくなったとき施設に委託し、都全域で六十床、福生サンシャインビラに一床用意するというが、保護される方の費用負担はどうかとの質疑に、理事者より、施設に払うのは市として一万二千三百六十円であるが、食費については利用者が自己負担額として一日当たり千九百七十円を施設に支払うものである。都は平成三年度中に七十床ぐらいにしたという考えであるとの答弁がありました。